

厚木市のコミュニティ・スクール

1 導入経緯について

平成 26 年 10 月にコミュニティ・スクール（以下「C S」と言う。）モデル校として小学校 2 校（相川小・戸田小）、中学校 1 校（相川中）を指定し、それぞれの学校運営協議会が学校の応援団として地域とともにある学校づくりに取り組みました。

子どもたちの学びの充実、教育環境の整備、地域と学校のつながりの深まりなど、モデル校の取組みが大きな成果を上げたことや、各地区に公民館があり、地域活動が活発なことから、平成 28 年 5 月に教育長が今後 2 年間での全市展開を表明し、平成 29 年度に 17 校、平成 30 年度 6 月に 16 校へ学校運営協議会を設置し、全市立小・中学校 36 校が C S となりました。

2 役割について

厚木市学校運営協議会規則において、次のとおり定めています。

(1) 学校運営に関する基本的な方針についての承認

- ① 教育課程の編成に関すること。
- ② 学校教育目標に関すること。
- ③ その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(2) 運営に関して教育委員会、校長に意見を述べる。

(3) 教職員の採用その他任用に関して任命権者に意見を述べる。

3 委員構成・報酬について

(1) 委員人数 各協議会 20 人以内

(2) 委員構成 児童・生徒の保護者、学区内に居住する住民、学校の運営に資する活動を行う者（地域学校協働活動推進員他）、その他教育委員会が適当と認める者（教職員、公民館職員等）で構成されており、P T A 役員、自治会長、民生委員、ボランティア関係者など様々な立場の方が委員となっています。

(3) 任期 2 年以内（再任可）

(4) 委員報酬 年額 12,000 円（四半期ごとに支出）

※ 6 月、9 月、12 月、3 月の 4 回に分けて、各月末に 3,000 円から源泉徴収税額を引いた額を指定口座に振り込みます。

4 協議会について

(1) 設置状況 学校ごとに設置

うち、複合型協議会（小・中学校合同の協議会）が 2 協議会

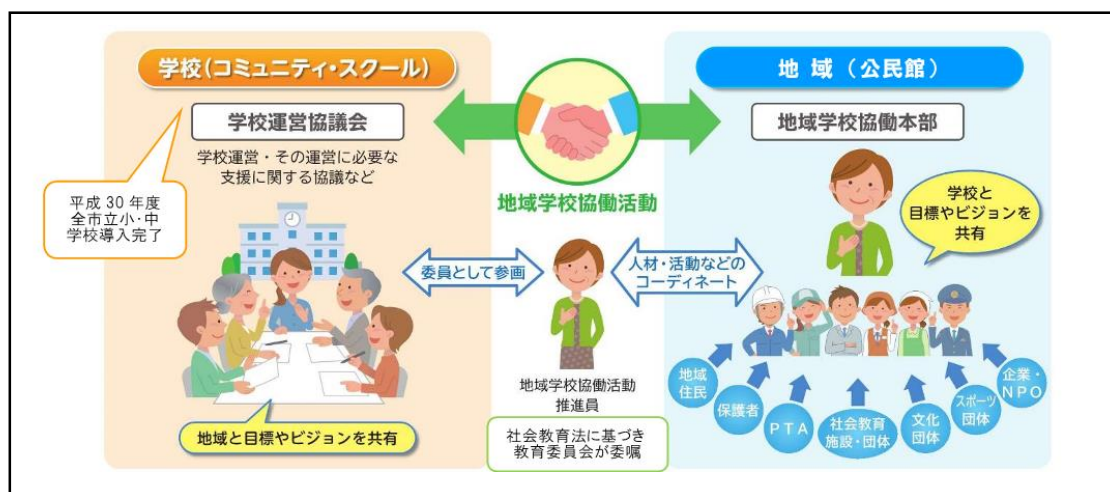
(2) 実施回数 各学校、年 3 ～ 5 回程度

※ 部会（学力向上・体力向上・豊かな心など）ごとに別途会議を設けている協議会もあります。

(3) 運営方法 協議会によりますが、多くの協議会で、全体もしくは部会ごとに熟議等話し合いの場を設けています。

5 地域学校協働活動について

令和3年度からのモデル地区での活動を通して、活動の実践方法や仕組みづくりなどを研究するとともに、段階的に地域学校協働活動を展開し、今年度、全市立小・中学校に地域学校協働活動推進員が配置されました。



※ 地域学校協働活動推進員

学校運営協議会委員となり、地域と学校をつなぐコーディネーターとして、地域と学校がパートナーとして協働することができるように働きかけを行います。

年度 (対象学校数)	実施地区	実施校
令和3年度 (5校)	依知南	依知小学校、依知南小学校、依知中学校
	森の里	森の里小学校、森の里中学校
令和4年度 (4校)	依知北	北小学校、上依知小学校、藤塚中学校
	南毛利(一部)	毛利台小学校
令和5年度 (9校)	厚木南	厚木第二小学校
	小鮎	小鮎小学校、飯山小学校、小鮎中学校
	睦合南	清水小学校、妻田小学校、睦合東中学校
	玉川	玉川小学校、玉川中学校
令和6年度 (11校)	荻野	荻野小学校、上荻野小学校、鳶尾小学校、荻野中学校
	南毛利	南毛利小学校、戸室小学校、南毛利中学校
	相川	相川小学校、戸田小学校、相川中学校
	緑ヶ丘	緑ヶ丘小学校
令和7年度 (7校)	厚木北	厚木小学校、厚木中学校
	愛甲	愛甲小学校、東名中学校
	睦合北	三田小学校、睦合中学校
	睦合西	林中学校